

第5次裾野市総合計画後期基本計画の策定について

(市長戦略部戦略推進課)

令和8年度から5年間を計画期間とする第5次裾野市総合計画後期基本計画を策定します。裾野市総合計画策定条例及び施行規則等に基づき、裾野市総合計画審議会、裾野市総合計画策定協議会、裾野市総合計画等評価委員会、総合計画策定委員会・作業部会を設置し、令和6・7年度に策定作業を行います。策定に当たっては、前期基本計画を振り返り、当市を取り巻く情勢や課題を検証して計画づくりを進めていきます。

1 計画の構成・期間

(1) 構成

構成	内容	決定機関
基本構想	市が目標とする将来像とこれを達成するための施策の大綱で構成する。	議会が 議決
基本計画	基本構想に基づき、施策を体系化し、各施策の目的や実現のための手段を明示する。 社会経済の環境の変化等に対処できるよう、計画期間を前期、後期に分割し、各期5年とする。	市長が 決定
実施計画	基本計画で示す各施策を、より具体的な事業に落とし込んで提示する。 計画期間は1年とし、毎年、見直し、更新する。	市長が 決定

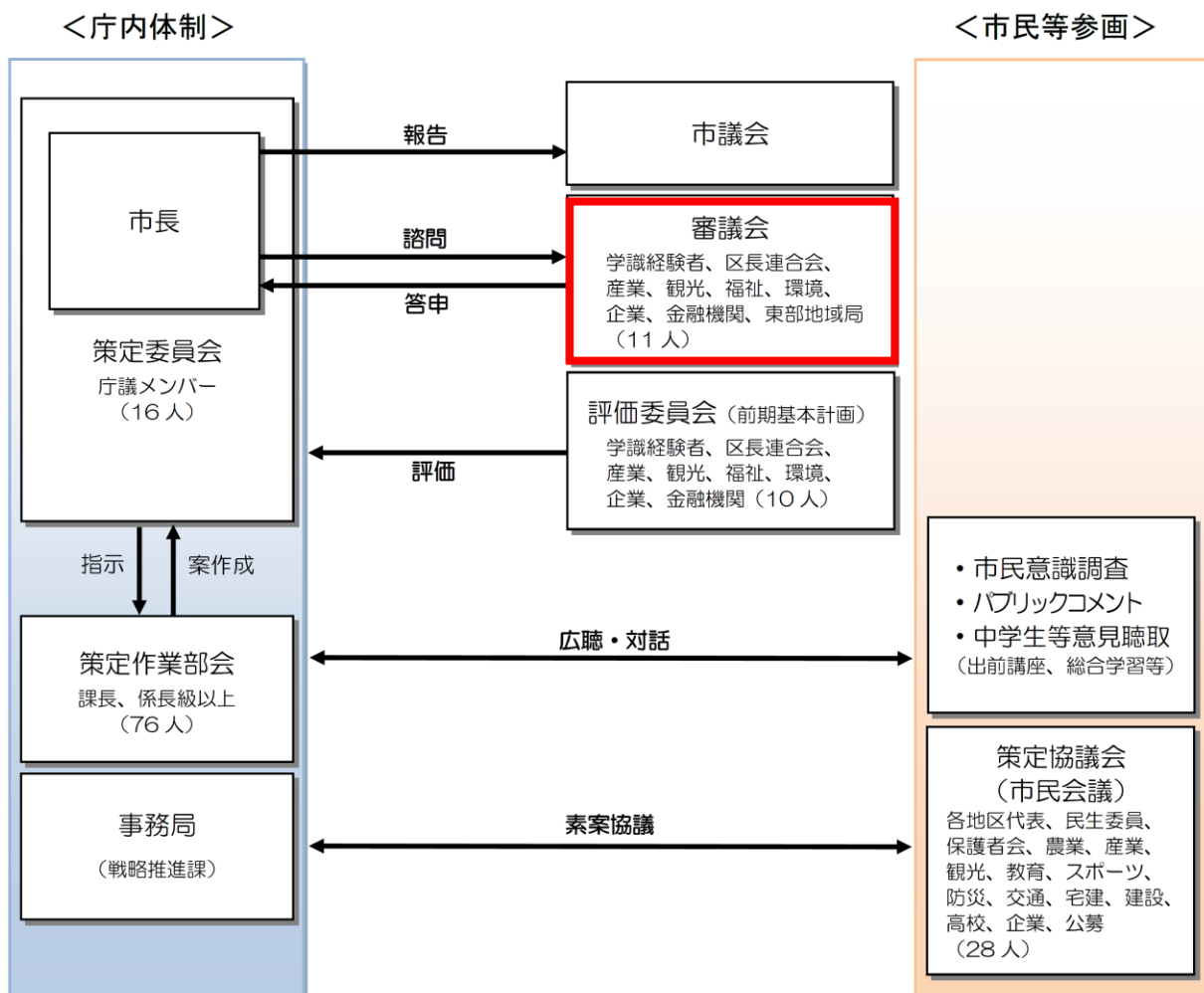
(2) 期間

年度 計画	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
基本構想 (10年)										
基本計画 (各期5年)	前期基本計画 後期基本計画									
実施計画 (毎年)										

2 策定までの主な作業内容

時期	内容
令和 6 年度	社会経済動向の把握
	前期基本計画の評価（評価委員会）
	市民意見の把握（策定協議会、アンケート調査、中学生等意見聴取）
令和 7 年度	後期基本計画案の作成（策定委員会、策定作業部会）
	後期基本計画案の審議（審議会）

3 策定体制



委員会名	役割概要	メンバー	人数	開催時期等
裾野市総合計画 審議会	総合計画について、 市長の諮問に応じて審議する。	・関係行政機関の職員 ・公共的団体の代表者等 ・学識経験を有する者	11人	令和7年3月18日 ～11月頃 (計4回程度)
裾野市総合計画 等評価委員会(前期基本計画)	総合計画及びまち・ ひと・しごと創生総合戦略の評価を行う。	・学識経験者 ・市内の有識者	10人	令和6年11月26日 令和7年2月26日
裾野市総合計画 策定協議会(市民会議)	総合計画の策定について協議を行い、 必要に応じて資料に意見を述べる。	・市民又は関係団体の代表者 ・民間事業者の代表者	28人	令和6年11月11日 令和6年12月13日 令和7年1月30日 令和7年3月6日